

京都市教育委員会告示第11号

次に掲げる京都市指定有形文化財は、文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定を受けたことから、京都市文化財保護条例第7条第2項の規定により平成25年6月19日付けで京都市指定有形文化財の指定が解除されたため、同条例第7条第3項の規定において準用する同条例第6条第3項の規定により告示します。

平成26年3月31日

京都市教育委員会

美術工芸品

区分	名称	数	指定告示
絵画	紙本金地著色四季松樹圖 狩野探幽筆 6曲屏風	1双	平成2年4月1日京都市教育委員会告示第1号
	絹本著色後陽成天皇像	1幅	平成6年4月1日京都市教育委員会告示第1号

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)